

入 札 説 明 書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項 （別 記）のとおり

2 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

（1） 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ア） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

（イ） 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

（ウ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

（エ） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

（オ） 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

（カ） この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（2） 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和6年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

（3） 契約担当役若しくは他の機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4） 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札及び開札

- (1) 入札説明等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別添1契約書（案）、別添2仕様書及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
 - ①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - ②調達件名及び入札金額のないもの
 - ③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人

であることが代理委任状その他で確認されたものを除く)

⑤調達件名に重大な誤りがあるもの

⑥入札金額の記載が不明確のもの

⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨その他入札に関する条件に違反した入札書

(10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

(11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 契約条項

別添1 契約書(案)のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

(売掛金債権の譲渡)

供給者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関に限る。)及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

(1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札書及び委任状の様式は別添3及び別添6のとおり。

(3) 本件調達に関する問合せ先

(機 関 名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係

(担 当) 杉山

(電 話 番 号) 046(839)6823

(F A X) 046(839)6916

(E - m a i l) a-keiyaku@nise.go.jp

一般競争入札参加者説明書

件 名		複写機用紙及びプリンタ用紙の購入
履行場所		横須賀市野比5丁目1番1号
委託概要		複写機用紙及びプリンタ用紙の供給業務 (詳細は仕様書のとおり。)
履行期間		令和7年4月1日から令和8年3月31日 まで
入 札 参 加 資 格 要 件	資格の種類	物品の販売
	等 級	「A」「B」「C」または「D」
	競争参加地域	関東・甲信越
	その他の条件 (実績・資格等)	—
競争参加確認申請期間		令和7年1月10日(金) 午前9時から 令和7年1月30日(木) 午後5時まで ※郵送、メールまたはFAXによる提出可。 提出先: 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係 E-mail: a-keiyaku@nise.go.jp FAX番号: 046-839-6916
競争参加確認申請時に提出が必要な書類		①令和6年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し ②公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者及び既に当研究所と取引実績のある者を除く。) ③入札説明書等受領書 ④再委託に関する書類(再委託の場合のみ) ⑤参考見積書(市場調査のため)
質問提出期限		令和7年1月30日(木) 午後5時まで ※書面による持参、メール、郵送またはFAXにて提出すること。
質問回答期限		令和6年1月31日(金) 午後5時まで
開札予定日及び場所		令和7年2月14日(金) 午前11時 ※落札者は内訳書を提出すること。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟2階 第二会議室 ※1回目の入札で落札者が決定しなかった場合には、複数回入札を行う場合があるため、複数回分の入札書を用意すること。
入札書提出期限		令和7年2月13日(木) 午後5時(郵送の場合は必着のこと。) FAX、メール等その他の方法は認めない。
		※郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便にて上記期限までに提出すること。 入札書は二重封筒とし、別添4入札書記入参考例のとおりに作成すること。 郵送の場合も、複数回分の入札書を用意し、中封筒の封皮に1回目、2回目の入札順を必ず明記すること。
落札者の決定		予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
契約担当役等		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
その他		①入札金額の算定基礎として、別添5入札内訳書を作成し、入札書と同封すること。

物品供給契約書（単価契約）（案）

		年 度
		令和7年度
1 件 名	複写機用紙及びプリンタ用紙の購入	
2 品 名 ・ 規 格 等	仕様書のとおり	
3 納 入 場 所	仕様書のとおり	
4 契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
5 契 約 単 価	別紙単価表のとおり	
	☒ 契約単価には「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含まないものとする。 （「取引に係る消費税及び地方消費税の額」として、契約単価に100分の10を乗じて得た額を支払時に加算する） ☐ 契約単価には「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含むものとする。 （「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約単価に110分の10を乗じて得た額とする） なお、消費税法及び地方税法の改正等により、税率が改正した場合には、改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は改正後の税率により計算した額とする。	
6 契 約 保 証 金	☐ 現 金 _____円 ☒ 免 除 ☐ 有価証券 _____円 ☐ ☐ 契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10 ☐ （ _____ ）	
7 添 付 書 類	☒ 仕様書等 ☐ 無	

上記の物品納入について、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構および国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「発注者」という。）と（以下「供給者」という。）は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の約款によって単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として契約書 2 通を作成し、本契約に際し、発注者のうち国立研究開発法人水産研究・教育機構および国立研究開発法人海洋研究開発機構から委任を受けた独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と供給者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

契約年月日 令和7年 月 日

(甲) 発 注 者 神奈川県横須賀市野比五丁目1番地1号
契約担当役
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 中 村 信 一 印

(乙) 供 給 者 住 所
商号 (名称)
氏 名 印

(総則)

第1条 (甲)発注者(以下「甲」という。)及び(乙)供給者(以下「乙」という。)は、契約書記載の契約に関し、本契約書に定めるもののほか、仕様書等に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(履行方法)

第2条 乙は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に甲に引き渡すものとし、甲は、その売買代金を支払う。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約において、乙に対し契約保証金を全額免除する。

(納入期限の延長)

第5条 乙は、その責に帰することができない事由により納入期限までに本契約の目的である物品を納入することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面を提出し、納入期日の延長を求めることができる。この場合における延長日数は甲と乙とが協議して定めるものとする。

(契約の変更等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、甲と乙とが協議した上で、契約代金額又は納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を乙に通知して、契約書を変更することができる。

(事情変更に基づく契約の変更)

第7条 甲又は乙は、本契約期間内に予期することのできない異常な事由の発生に基づく経済事象の変動その他の理由により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(建物等への損害)

第8条 乙は、本契約を履行するにあたり、故意又は過失により、甲の所有する建物・工作物及び物品等の全部若しくは一部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害額に相当する金額を甲の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、天災地変その他やむを得ない不可抗力によると甲が認めた場合は、甲は上記金額を免除又は減額するものとする。

(危険負担)

第9条 物品の引渡し前に甲の責に帰する理由以外の理由により、物品の供給が全部または一部不能となった場合の損害は、乙の負担とする。

(納入)

第10条 乙は、仕様書等により指定された納入期日までに物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して甲に引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して甲に引き渡すことができる。

3 乙は、いったん甲に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

4 物品の引き渡しは、第11条の検査に合格したときをもって完了するものとする。

(検査)

第11条 甲は、前条の通知を受けたときは、乙の職員立会いのもと、仕様書等に定める内容、種類、品質及び数量(以下「契約内容」という。)に適合しているか検査し、検査の可否を判定する

ものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果、不合格となった物品は、遅滞なく納入場所から引き取り、甲の指定する期間内に改めて物品を完納し、検査を受けなければならない。
- 3 物品の引渡しは、第1項の検査に合格したときをもって完了するものとする。

（所有権の移転）

第12条 物品の所有権は、甲が検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって、発注者に移転するものとする。

（所有権移転前の物品に対する損害の負担）

第13条 所有権移転前に生じた一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りではない。

（売買代金の支払い）

第14条 乙は、第11条の規定による検査に合格したときは、書面をもって売買代金の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙からの正当な請求書を受領した日から40日以内に売買代金を支払うものとする。

（前金払）

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、本契約代金を前金払とし、その金額及び支払時期等を定めるものとする。

- 2 前項の規定により、乙は、当該支払時期に書面をもって指定した金額の支払いを甲に請求するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 前金払をした後において、仕様の変更その他の理由により契約金額を変更した場合には、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払いし、又は返還させることができる。

（契約不適合責任）

第16条 甲は、引き渡された本契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - （1）履行の追完が不能であるとき。
 - （2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - （3）本契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （4）前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（甲の催告による解除権）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

- （1）正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。
- （2）納入期限内に物品を完納する見込みが明らかでないとき。
- （3）正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
- （4）前各号に掲げる場合のほか、本契約条項に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第17条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- （1）第3条の規定に違反して売買代金債権を譲渡したとき。
- （2）本契約の目的物を完納することができないことが明らかであるとき。
- （3）引き渡された本契約の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び供給しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- （4）乙が本契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (5) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 本契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に、本契約に関する債権を譲渡したとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 本契約に関して、資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して本契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の任意解除権）

- 第17条の3 甲は、本契約の物品が完納するまでの間において、第17条及び第17条の2に定めるもののほか、必要と認める場合には、本契約を解除することができる。
- 2 前項における契約解除については、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする30日前までに通告し、解除できるものとする。書面をもって通告することにより契約を解除するものとする。

（解除に伴う措置）

- 第18条 甲は、物品の完納前に本契約を解除された場合においては、物品の納入部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を乙に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 物品の完納後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。
 - (2) 本契約の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第17条又は第17条の2の規定により、本契約の目的物の完納後に本契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、売買代金額（単価契

約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた総金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条又は第17条の2の規定により、本契約の目的物の完納前に本契約が解除されたとき。
 - (2) 本契約の目的物の完納前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号の場合においては、甲は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第20条 乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた総金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、本契約に関して前条各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(第三者の知的財産権)

- 第21条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権(特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。)を侵害していないことを甲に対して保証するものとする。
- 2 契約物品が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者から甲又は乙に対して、何らかの請求、異議申立てがなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は自己の責任と負担において一切を解決するものとする。ただし、当該侵害が仕様書等又は甲の指示に起因する場合で、乙がその仕様、指示等が不適切であることを通知していたときはこの限りでない。
- 3 甲又は乙は、第三者から前項に定める請求、異議申立て又は訴訟提起等を受けた場合は速やかに相手方に通知することとする。
- 4 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、あらかじめ甲の書面による同意を得た場合を除き、本契約によって知り得た甲の技術上及び業務上その他の一切の情報を第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。契約解除及び契約満了後においてもまた同様とする。

（個人情報の保護）

第23条 乙は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）秘密等の保持

乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（2）個人情報の取扱い

乙は、本契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（3）再委託の禁止

乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

（4）目的以外の使用禁止

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータ（仕様書に基づくデータで、テキストデータ及びJPG・BMPデータをいう。以下「データ」という。）を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（5）複写、複製の禁止

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータを甲の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（6）個人情報の保管

乙は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡されたデータをき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全管理に努めなければならない。

（7）返還等の義務

乙は、本契約による義務を処理するため甲から引き渡されたデータを完納後、速やかに甲に返還するか、消去又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとし、甲が希望した場合は、甲指定の書式による返還等に関する証明書を発行するものとする。

（8）事故報告義務及び措置義務

乙は、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、苦情への対応等、当該事故により損害を最小限にとどめるために必要な措置を乙の責任と費用負担で講じるものとする。

（9）損害賠償

乙は、事故の発生により甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合は、乙は、甲の指示に基づき自己の責任と費用負担でこれに対処するものとする。この場合、甲が被害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。

（契約不適合責任期間等）

第24条 甲は、本契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。

3 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する乙の責任は、民法の定めるところによる。

5 引き渡された本契約の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第25条 乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲に遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(疑義の解決)

第26条 本契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(紛争の解決)

第27条 本契約書に定める条項その他について紛争が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(争訟の提起)

第28条 本契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第29条 この約款に定めのない事項については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

単価表

サイズ	1箱あたりの数量	単位	単価(税抜)
A3	500枚×3冊	箱	円
A4	500枚×5冊	箱	円
B4	500枚×5冊	箱	円
B5	500枚×5冊	箱	円

仕 様 書

1. 件 名： 複写機用紙及びプリンタ用紙の購入
2. 目 的： 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下、「特総研」という）、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「海洋機構」という）及び国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「水研機構」という）における業務用資料のコピー及びプリンタ等による業務用資料作成のため使用する。
3. 履行期間： 令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）
4. 予定数量： 別紙のとおり
但し、記載の数量は令和 7 年度の発注予定数量であり、発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。
5. 納入場所：
 - （1）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
神奈川県横須賀市野比 5－1－1
 - （2）国立研究開発法人海洋研究開発機構 横須賀本部
神奈川県横須賀市夏島町 2－1 5
 - （3）国立研究開発法人海洋研究開発機構 横浜研究所
神奈川県横浜市金沢区昭和町 3 1 7 3－2 5
 - （4）国立研究開発法人海洋研究開発機構 東京事務所
東京都千代田区内幸町 2－2－2 富国生命ビル 2 3 階
 - （5）国立研究開発法人水産研究・教育機構 本部
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1－1－2 5 GRC 横浜ベイリサーチパーク 6 階
 - （6）国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所
神奈川県横浜市金沢区福浦 2－1 2－4
6. 仕 様：
 - （1）用紙サイズ A3、A4、B4、B5
 - （2）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）及びそれに基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 12 月 22 日変更閣議決定）」（以下「基本方針」という。）における「コピー用紙」の「判断の基準」と「配慮事項」に則った物品であり、古紙パルプ配合率が可能

な限り高いものであり、総合評価値が 80 以上であること。ただし、古紙需給環境の影響により「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、特総研、水研機構並びに、海洋機構担当者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

(3) 複写機及びレーザープリンターでの使用に対応していること。

(4) 特総研、水研機構及び海洋機構から要求された数量を要求部署へ納入すること。

(5) 月締めの納品書は発注ごとに重量を記載すること。

7. 納入について：

要求された数量を依頼日より 1 週間以内に、特総研の場合は研究管理棟 1 階物品倉庫へ納入すること、水研機構の場合は要求部署へ納入すること、さらに、海洋機構の場合は指定部署へ納入すること。

8. 検 査：

指定部署の担当者の立会いの下、本仕様書の記載事項を満たしているかどうかの確認を行う。

9. そ の 他：

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、特総研、水研機構及び海洋機構と協議の上、決定すること。

各担当者は、次の通りとする。

独立行政法人特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係 杉山 恵梨子

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部調達課 長 未来子

国立研究開発法人海洋研究開発機構 総務部総務課 監物 うい子

10. 作 成 者：

独立行政法人特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係 杉山 恵梨子

(別紙)

独立行政法人特別支援教育総合研究所 令和7年度使用見込み

サイズ	1箱あたりの数量	数量(箱)	枚数(枚)
A3	500枚×3冊	30	45,000
A4	500枚×5冊	310	775,000
B4	500枚×5冊	0	0
B5	500枚×5冊	0	0

国立研究開発法人海洋研究開発機構 令和7年度使用見込み

(横須賀本部、横浜研究所、東京事務所の合計)

サイズ	1箱あたりの数量	数量(箱)	枚数(枚)
A3	500枚×3冊	30	45,000
A4	500枚×5冊	591	1,477,500
B4	500枚×5冊	1	2,500
B5	500枚×5冊	1	2,500

国立研究開発法人水産研究・教育機構 令和7年度使用見込み

(本部、水産資源研究所の合計)

サイズ	1箱あたりの数量	数量(箱)	枚数(枚)
A3	500枚×3冊	25	37,500
A4	500枚×5冊	700	1,750,000
B4	500枚×5冊	3	7,500
B5	500枚×5冊	1	2,500

入 札 書

件 名 複写機用紙及びプリンタ用紙の購入

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和7年2月14日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所

氏 名 印

【入札書記載例 1：競争加入者本人が入札する場合】
第 4 号様式

別添 4

入札書

件名 複写機用紙及びプリンタ用紙の購入

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 7 年 2 月 1 4 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代表者印

備 考

- （1）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 2：代理人が入札する場合】

第 4 号様式

入札書

件 名 複写機用紙及びプリンタ用紙の購入

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 7 年 2 月 1 4 日

契約担当役

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1
氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代 理 人 ○○株式会社
○○支社長

代理人印

※委任状届出印

備 考

- （1）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- （3）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 3：復代理人が入札する場合】
第 4 号様式

入 札 書

件 名 複写機用紙及びプリンタ用紙の購入

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 7 年 2 月 1 4 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1
氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

復代理人 ○○株式会社
○○○○

復代理人印

※委任状届出印

備 考

- （1）競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- （2）復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- （3）入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

入札内訳書

サイズ	1箱あたりの数量	年間予定数量 (A)	単位	単価(税抜) (B)	小計 (A×B)
A3	500枚×3冊	85	箱	円	0 円
A4	500枚×5冊	1,601	箱	円	0 円
B4	500枚×5冊	4	箱	円	0 円
B5	500枚×5冊	2	箱	円	0 円
合計(入札金額)					0 円

表 面

件 名	「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」
「入札書在中」	
入札日	令和7年2月14日
	会社名
	代表者名

裏 面

割印	割印	割印
----	----	----

委 任 状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者） 住 所
社名又は商号
代表者氏名

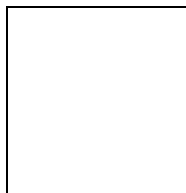
印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 1 4 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「複写機用紙及び
プリンタ用紙の購入」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



備考

- （１）代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- （２）競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 1 : 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

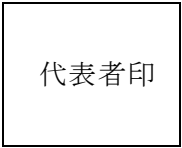
委 任 状

○年○月○日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4
委任者（競争加入者） 社名又は商号 （株）横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太



私は、野比 静 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 1 4 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）
横須賀市野比 6 4
（株）横須賀国立商事 野比 静

使用印鑑



委 任 状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所
委任者（競争加入者） 社名又は商号
代表者氏名 印

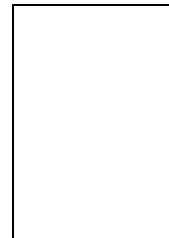
私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年2月14日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
- 4 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

備考

- （1）代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- （2）競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

○年○月○日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4
委任者（競争加入者） 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 1 4 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人） 横須賀市久里浜 7 9 - 9
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店
支店長 久里浜 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件

備 考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

委任状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

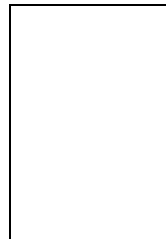
委任者（競争加入者の代理人）	住 所 社名又は商号 代表者氏名
----------------	------------------------

私は、 を の復代理人と定め
下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年2月14日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



(委任状記載例 3 : 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

○年○月○日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜 7 9 - 9

委任者（競争加入者の代理人） 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里浜 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を(株)横須賀国立商事 代表取締役 野比 伸太(競争加入者)の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 1 4 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「複写機用紙及びプリンタ用紙の購入」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑

横須賀市久里浜 7 9 - 9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

浦
賀

備 考

(1) この場合、競争加入者からの代理委任状(復代理人の選任に関する委任が含まれていること。)が提出されていることが必要であること。(委任状記載例 2 を参照)

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札

→ 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札

→ 委任状「委任状記載例 1」が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札

→ 委任状「委任状記載例 2」が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札

→ 委任状「委任状記載例 2、委任状記載例 3」が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了解願います。）

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

